



福岡医発第 598 号（地）
平成 28 年 5 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

平成 28 年度における「データ提出加算」の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。具体的な取扱い、提出方法等につきましては、別添別紙をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 28 年度診療報酬改定において、10 対 1 入院基本料（医療法上の許可病床における一般病床が 200 床以上の病院に限る。以下「10 対 1 入院基本料」という。）の算定要件として、データ提出加算の届出が追加されたため、引き続き平成 29 年度以降も 10 対 1 入院基本料を算定するには、平成 29 年 3 月 31 日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることに、特に留意する必要があることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(保 53)

平成 28 年 5 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

平成 28 年度における「データ提出加算」の取扱いについて

平成 28 年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いについて別添のとおり厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、平成 28 年度診療報酬改定において、10 対 1 入院基本料（医療法上の許可病床における一般病床が 200 床以上の病院に限る。以下「10 対 1 入院基本料」という。）の算定要件として、データ提出加算の届出が追加されたため、引き続き平成 29 年度以降も 10 対 1 入院基本料を算定するには、平成 29 年 3 月 31 日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることに特に留意する必要があることを申し添えます。

<添付資料>

- ・平成 28 年度における「データ提出加算」の取扱いについて
(平 28.4.22 事務連絡)

事 務 連 絡
平成28年4月22日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年度における「データ提出加算」の取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第1号。以下「施設基準通知」という。）の別添3の第26の4において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成28年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、平成28年度診療報酬改定において、10対1入院基本料（医療法上の許可病床における一般病床が200床以上の病院に限る。以下「10対1入院基本料」という。）の算定要件として、データ提出加算の届出が追加されたため、引き続き平成29年度以降も10対1入院基本料を算定するには、平成29年3月31日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることに特に留意する必要があることを申し添えます。

記

- 1 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成28年4月1日時点でD P C対象病院又はD P C準備病院でない病院

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める様式40の5を、平成28年5月20日、8月20日、11月20日又は平成29年2月20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② 様式40の5の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分（当該届出の期限が平成29年2月20日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、D P C調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式40の5を受領した後、D P C調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。

- ③ 保険局医療課は、D P C 調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、病院あてにその旨を通知（以下「データ提出通知」という。）する。
- ④ データ提出通知を受けた病院は、施設基準通知に定める様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ⑤ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「D P C 導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、D P C 調査事務局に提出すること。

（2）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算2の届出を希望する病院であっても、試行データの作成においてはE F 統合ファイルは入院のみの作成とし（外来は作成不要）、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式1の作成対象症例		試行データ 提出期限
			入院日	退院転棟日	
第1回目	5月20日	6月、7月	6月1日入院～	6、7月退院転棟	8月22日
第2回目	8月20日	9月、10月	9月1日入院～	9、10月退院転棟	11月22日
第3回目	11月20日	12月、1月	12月1日入院～	12、1月退院転棟	2月22日
第4回目	2月20日	2月、3月	2月1日入院～	2、3月退院転棟	4月22日

※ 第4回目の試行データのみ、作成対象月が様式40の5届出期限の月を含めた2月分になっていることに注意すること。

※ 平成29年4月1日以降も引き続き10対1入院基本料を算定するためには、遅くとも第3回目のスケジュールで手続きを進める必要があることに留意すること。

（3）本データの作成及び提出方法について

作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等（提出期限の超過、提出方法の不備又はデータ不備等）が認められた場合は、当該月の翌々月について、データ提出加算を算定できなくなるため、十分注意

すること。

また、様式1は、試行データ作成対象月の初月の1日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

(例) 平成28年5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、7月から9月の本データを作成することとなるが、当該データは、平成28年6月1日以降に入院し、7月から9月に退院転棟した患者を対象とする。

2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成28年4月1日時点でD P C対象病院又はD P C準備病院である病院

(1) 「その他病棟グループ」(別紙参照)に係る入院基本料等の届出を行っていない病院
「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないため、D P C対象病院又はD P C準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。なお、この場合は様式40の7にデータ提出通知を添付する必要はない。

(2) 「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っている病院

① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生(支)局に受領された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常D P C対象病院又はD P C準備病院として提出しているデータに「その他病棟グループ」のデータも加えた全病棟のデータを作成し、D P C調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。

② 保険局医療課は、D P C調査事務局に提出された試行データが適切に作成、提出されていることを確認した場合は、病院あてにデータ提出通知を発出する。

③ データ提出通知を受けた病院は、様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生(支)局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。

④ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりD P C調査事務局に提出すること。

3 新たにデータ提出加算の届出を希望する病院であって、平成28年4月1日よりD P C

準備病院となる病院

届出等の手続きについては、上記２（２）に準じて行うこと。なお、「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行わない病院は、当該データを提供することは不要であること。

４ データ提出加算１（入院データ）から加算２（入院データ及び外来データ）への変更を希望する病院

（１） データ提出加算１から加算２への変更を希望する病院は、様式40の７を用いて届出を行うこと。この場合、以下に該当する病院は、データ提出通知の写しを添付する必要はない。

- ① 平成24年３月31日時点でD P C対象病院又はD P C準備病院であった病院
- ② 平成28年３月31日時点でD P C対象病院又はD P C準備病院であり、平成27年度において「その他病棟グループ」に係る届出を行っていないため、様式40の５及び試行データの提出を行うことなく様式40の７の届出を行った病院
- ③ ２（１）に該当する病院であり、様式40の５及び試行データの提出を行うことなく様式40の７の届出を行った病院

（２） 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりD P C調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算２の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算１へ届出を変更することはできない。

５ その他留意事項等

（１） 様式の提出先については、以下のとおりであること。

- ① 「様式40の５」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
- ② 「様式40の７」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所又は指導監査課
- ③ 「様式40の８」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

（２） データ提出加算に係る施設基準は、様式40の５の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式40の７の届出時点で満たしていれば良いこと。

（３） 当該年度において、データ提出の遅延等が累積して３回認められた場合には、３回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなること留意するこ

と。

※ 遅延等とは、調査実施説明資料に定められた期限までに当該医療機関のデータがD P C調査事務局宛に発送されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料にて定められた方法以外の方法で送付された場合を含む。）、到着したデータが提出すべきものと異なる内容のものであった場合（データが格納されていない空の媒体が送付された場合を含む。）をいう。

- （４） データに関する種々の連絡は、様式40の5にて登録された連絡担当者に電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

(別紙)

グループ	入院基本料・特定入院料等
一般病棟グループ	・一般病棟入院基本料（7対1、10対1、13対1、15対1） ・特定機能病院入院基本料（一般） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1、13対1） ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・一類感染症患者入院医療管理料 ・小児入院医療管理料 ・短期滞在手術等基本料（3のみ） ・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなされるもの（死亡時の1日分の入院料等を算定するもの）も含む。
精神病棟グループ	・精神病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1、18対1、20対1） ・特定機能病院入院基本料（精神） ・精神科救急入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料（1および2） ・精神科救急・合併症入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料
その他病棟グループ	上記以外 ・障害者施設等入院基本料 ・短期滞在手術等基本料（2） ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・亜急性期入院医療管理料 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料含む） ・結核病棟入院基本料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患入院医療管理料 ・認知症治療病棟入院料 等

※ 「その他病棟グループ」について、ここに掲げている9つの入院基本料等はいくまで例示であり、「その他病棟グループ」には「一般病棟グループ」及び「精神病棟グループ」以外の病棟全てを含むことに注意すること。